

# 就業規則って何？



労働基準法を代表とする労働法の主な目的⇒「労働者保護」

つまり・・・経営者と比べて社会的にも経済的にも弱者である労働者に様々な権利を与えることにより労働者を保護しています。

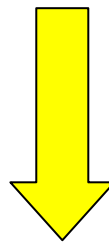
なので・・・労働基準法には、「遅刻をしたらいけません！」とか「当日に有休を請求したらダメです！」とか「報告・連絡・相談をください！」とかは書いていないのです。



経営者は従業員に守って欲しいことって、たくさんありますよね。従業員が守るべき義務は、労働基準法には書いていません。では、従業員に対して義務を課することはできないのでしょうか？



そんなことは  
ありません！



ちゃんと、経営者と従業員との「約束」として、ルールを決めておけば良いのです！法律で決められていないことは、当事者同士で自由に決めて良いのです。（これを「**契約自由の原則**」と言います。）そして、その組織のルールを文章化したものが「**就業規則**」なんです！

権利ばかり主張して義務を果たしていない！という声をお聞きしますが・・・職場では、どのような義務があるのか？そして、それを守らない場合、どのような処遇がなされるか？これを明確にすることが組織活性化の第一歩になるのではないかと思います

（寄稿者：鹿児島県労働問題研究会 社会保険労務士 松田将紀）



その他詳しくは「奥様医業経営塾」にて！

※「奥様医業経営塾」受講者（クリニック）様は、税理士・社会保険労務士等専門家の個別相談を無料で承ります。

